

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による江府町議会の議員の定数を定める条例および江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正を求める請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例改正請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和7年3月7日

江府町長 白石祐治

1 条例改正請求代表者の住所及び氏名

住所 鳥取県日野郡江府町久連495番地1
氏名 末次美喜枝

2 請求の要旨

国は国民の命と財産を守る。地方自治体は住民の福祉の充実をはかる。これが政治の根幹である。故に議会の使命は住民の代弁者であり、行政のチェック監視が責務である。この度の議会の議員定数1減9名は住民の声に傾聴しない議会の暴挙である。定数減は福祉に負の作用である。

- 一. 江府町議会の議員の定数を定める条例の一部改正による議員定数増（1名か2名）
- 一. 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正による定数増に対する報酬の削減（20％）。
- 一. 土日、夜間議会を主体に。